平成２４年（フ）第９４２号
福岡県糸島市潤２丁目12番10―205号
債務者　保田　由香
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５３号
福岡市博多区東那珂２丁目10番57―601号
原マルマン第二ビル
債務者　松岡輝雄こと　李　　輝雄
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５６号
福岡市早良区干隈６丁目３番８―101号
債務者　錦織　義勝
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６９号
福岡市早良区小田部３丁目２番28―208号
債務者　坂田　光昭
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７１号
福岡県大野城市牛頸1034―５　医療法人筑紫南ケ丘病院内
債務者　櫛野　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７４号
福岡県大野城市上大利３丁目12番６号　コーポ伊藤205号
債務者　長尾　孝征
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７５号
福岡県大野城市上大利３丁目12番６号　コーポ伊藤205号
債務者　長尾　京子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９７号
福岡県大野城市下大利団地34番205号
債務者　本田千加子（旧姓上川）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１５号
福岡市南区曰佐３丁目31番13号
債務者　江藤　美敏
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２０号
福岡市早良区西新６丁目８番27号
債務者　塩川　孝義
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５１号
福岡市早良区室見４丁目７番３号
債務者　長岡　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵536番地９　サンシャイン須恵Ｂ201号
債務者　藤本　美香
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＢ棟504号、前住所長崎県大村市久原１丁目201番地１
債務者　中島まり子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
長崎県大村市植松２丁目746番地10、前住所長崎県大村市池田２丁目889番地12
債務者　山口　健志
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長崎県大村市植松２丁目746番地10、前住所長崎県大村市池田２丁目889番地12
債務者　山口みどり
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
長崎県大村市須田ノ木町697番地６、前住所長崎県大村市富の原２丁目139番地
債務者　野村　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長崎県大村市富の原２丁目29番地２　三好アパートＣ号、前住所長崎県大村市玖島２丁目271番地１　岩舟住宅１号
債務者　谷山　繁樹
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係